

## 都市公園等事業の事後評価の指標及び判断基準（案）

都市公園等事業における事後評価は、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（以下「事後評価実施要領」という）、都市公園等事業の事後評価実施要領細目（以下「事後評価細目」という）による他、以下に定める指標と判断基準等により実施するものとする。

### 第1 指標と判断基準

#### （1）費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

費用対効果分析の算定基礎について、新規事業採択時（再評価時）と現状との比較を行い、総合的な評価を行う。重大な変化が認められる場合は、再度、費用対効果分析を実施し、その結果について確認する。

##### （指標）

- ・ 公園利用圏域内の市街化状況、人口の推移、年齢構成等の変化
- ・ 公園整備計画の大幅な変更、工事単価等の要因の変化
- ・ 事業の進捗状況、供用面積の推移等
- ・ 費用対効果分析結果

##### （判断基準）

- ・ 公園利用圏域内の市街化状況、人口の推移、年齢構成等の変化はなかったか
- ・ 公園整備計画の大幅な変更、全体事業費、公園の利用者推計及び実績、交通条件等要因の変化はなかったか
- ・ 用地買収や施設整備等は適切に執行されてきたか
- ・ 公園の供用は適切に行われてきたか
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

#### （2）事業の効果の発現状況

都市公園等事業を実施した結果、以下の項目について効果が十分に発揮されているかどうか、総合的な評価を行う。

##### （ア）防災に関する効果

##### （指標）

- ・ 想定避難人口
- ・ 避難地・防災拠点等としての機能の確保
- ・ 避難時の公園への到達性
- ・ 備蓄倉庫その他の災害応急対策施設の整備状況

##### （判断基準）

- ・ 想定避難人口に影響を与える事情の変化はなかったか
- ・ 避難地・防災拠点等としての機能は適切に確保されてきたか
- ・ 公園への避難に影響を与える事情の変化はなかったか
- ・ 備蓄倉庫その他の災害応急対策施設は必要に応じ適切に設置されてきたか
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

(イ) 観光振興等地域活性化に関する効果

(指標)

- ・ 公園内にある歴史的・文化的・自然的資源の活用状況
- ・ 公園を会場とした活動やイベント等の開催の予定・実績

(判断基準)

- ・ 公園内の歴史的・文化的・自然的資源の活用に影響を与える事情の変化はなかったか
- ・ 公園を会場とした活動やイベントの開催等に影響を与える事情の変化はなかったか
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

(ウ) 長寿・福祉社会への対応に関する効果

(指標)

- ・ 子ども、高齢者、身障者等への配慮
- ・ 公園施設のバリアフリー化

(判断基準)

- ・ 子ども、高齢者、身障者等への配慮は必要に応じてなされてきたか
- ・ 公園施設のバリアフリー化は必要に応じてなされてきたか

(エ) 都市環境の改善、自然との共生に関する価値

(指標)

- ・ 良好な都市環境の保全・創出への取組状況
- ・ 絶滅危惧種、希少種等の保存・繁殖
- ・ 自然再生の取組

(判断基準)

- ・ 良好な都市環境の保全・創出への取組は必要に応じて適切になされてきたか
- ・ 絶滅危惧種、希少種等の保存・繁殖は必要に応じて適切になされてきたか
- ・ 自然再生の取組は必要に応じてなされてきたか
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

(オ) 関連する他事業等の進捗状況

(指標)

- ・ 道路、河川等の公共施設や教育・福祉施設等関連する事業の進捗状況
- ・ 他事業との連携の状況

(判断基準)

- ・ 関連する事業の進捗状況により、公園の整備効果発現に重大な影響はあったか
- ・ 他事業との連携は必要に応じて適切に実施されてきたか
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

(カ) その他

(指標)

- ・ コスト縮減方策の検討・実施状況
- ・ 新技術の活用
- ・ 計画・設計・管理への住民参加の状況  
(判断基準)
- ・ コスト縮減のための方策について、必要に応じて検討・実施が行われてきたか
- ・ 新技術の活用について、必要に応じて検討・実施が行われてきたか
- ・ 計画・設計・管理について住民参加が図られてきたか。

### (3) 事業実施による環境の変化

都市公園等事業を実施した結果、以下の項目について効果が十分に発揮されているかどうか、総合的に評価を行う。

(指標)

- ・ 動植物の生息・生育環境等の状況、埋蔵文化財の状況等に関して、都市公園等事業の実施により、どのような効果がみられたか。
- ・ 動植物の生息・生育環境の保全・創出等に関する方策の検討・実施状況
- ・ 埋蔵文化財の保全・活用等に関する方策の検討・実施状況

(判断基準)

- ・ 動植物の生息・生育環境等の状況について、事業の実施によりどのような効果・影響がみられたか
- ・ 動植物の生息・生育環境の保全・創出に関する方策について、必要に応じて検討・実施が行われてきたか
- ・ 埋蔵文化財の状況について、事業の実施によりどのような効果・影響がみられたか
- ・ 埋蔵文化財の保全・活用等に関する方策について、必要に応じて検討・実施が行われてきたか

### (4) 社会経済情勢の変化

想定していた社会経済情勢に大きな違いがなかったか評価を行う。

#### (ア) 上位計画の変更の有無

(指標)

- ・ 市町村の総合計画、緑の基本計画、都市計画等の上位計画の変更

(判断基準)

- ・ 上位計画で、公園の整備によって変更となった上位計画はなかったか。
- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

#### (イ) 周辺類似施設の整備状況

(指標)

- ・ レクリエーション施設、文化施設などの利用が競合する、あるいは相乗的な効果を発揮する類似施設の整備状況

(判断基準)

- ・ 公園の整備効果発現に重大な影響を与えるものの整備状況に変化がなかったか。

- ・ 重大な影響を与える変化があった場合は、対処方針はどのようにしたか

(5) 今後の事後評価の必要性

上記の(1)から(4)の指標の評価結果を踏まえ、時間の経過による状況改善の見込み等について検討し、再度、事後評価を実施する必要性の有無について検討する。

(6) 改善措置の必要性

上記の(1)から(4)の指標の評価結果を踏まえ、時間の経過による状況改善の見込み等について検討し、新たな改善措置を実施する必要性の有無について検討する。

(7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

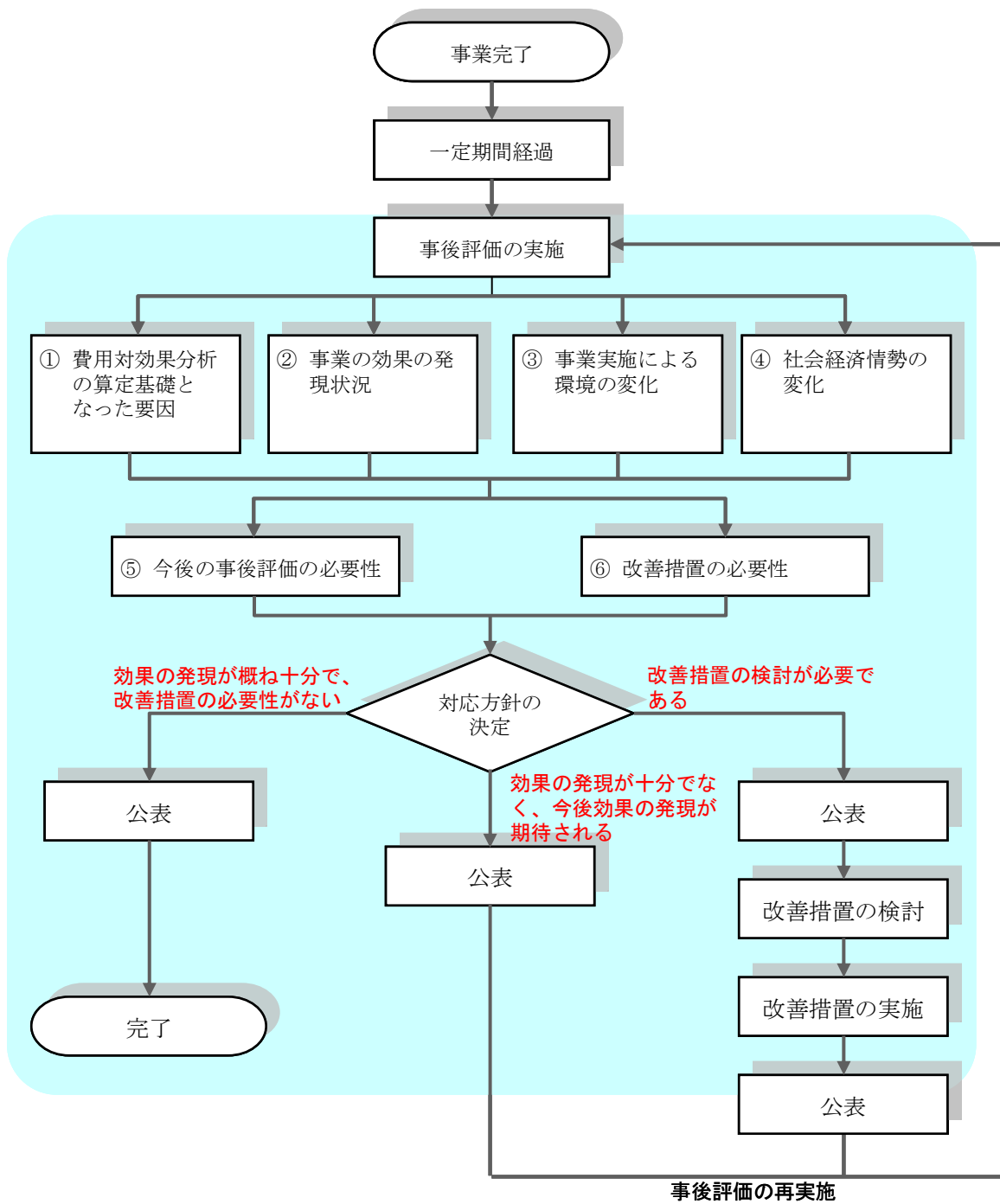
上記の(1)から(4)の指標の評価結果を踏まえ、事業計画の策定及びその内容、また新規事業採択時評価や再評価、事後評価の実施手法等に関する見直しについて検討する。

## 第2 チェックリストの提出

事後評価の実施主体は、事後評価細目第4の1(1)に定める事後評価に係る資料の提出の際には別紙1に定めるチェックリストを添付するものとする。

## 第3 その他

防災公園(広域避難地となる防災公園)の整備については、別紙2の指標も合わせて検討するものとする。



都市公園事業の事後評価チェックリスト(案)

公園名		種別		全体計画面積	ha						
事業の概要											
事業採択年度				都市計画決定(変更)年度							
用地着手年度				工事着手年度				事業終了年度			
事前評価実施年	年	再評価(1)実施年	年	再評価(2)実施年	年	事業評価実施年	年	年			
費用対効果分析算定基礎となった要因の変化 <small>(重大な変化が見込まれる場合)</small>				事前評価	再評価(1)		再評価(2)		事後評価		
	公園の利用圏域内の市街化の状況、人口の推移、年齢構成の変化等公園の整備効果に重大な影響を与える事柄の変化			有	無	有	無	有	無	有	無
	費用対効果分析結果に影響を与える公園整備内容の大幅な変更、工事単価の著しい変化等要因の変化			有	無	有	無	有	無	有	無
	費用対効果 B/C	総便益(B)			( )億円	( )億円	( )億円	( )億円	( )億円	( )億円	
		便益の主な根拠	誘致距離		( )km	( )km	( )km	( )km	( )km	( )km	
			誘致圏人口		( )万人	( )万人	( )万人	( )万人	( )万人	( )万人	
	総費用(C)			( )億円	( )億円	( )億円	( )億円	( )億円	( )億円		
基準からみた評価											
事業効果の発現状況	基準からみた評価										

事業実施による環境の変化	基準からみた評価
社会経済情勢の変化	基準からみた評価
今後の事業評価の必要性	基準からみた評価
改善措置の必要性	基準からみた評価
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	基準からみた評価

防災公園（広域避難地となる防災公園）の整備効果評価評定表（事後評価用） 都道府県名〔 〕

評価種別		広域避難地となる防災公園の評価点数・基準		都市名： 公園名：	
評価項目（評価指標）					
A. 計画避難圏域の防災公園必要度評価（市街地の危険度）		max. 15～min. 5			
(1) 都市の基本条件				(点数)	(備考)
★ 1. 都市の規模 (当該防災公園の立地する都市について、①広域避難地となる防災公園の整備対象都市、②都市人口規模)	3 ①かつ②が10万人以上 2 ①かつ②が10万人未満 0 ①が該当しない				
(2) 計画避難圏域の人口密度					
★ 2. 計画避難圏域の人口密度 (当該防災公園の計画避難圏域の人口密度)	4 100人/ha以上 3 80人/ha以上100人/ha未満 2 60人/ha以上80人/ha未満 1 40人/ha以上60人/ha未満 0 40人/ha未満				
3. 計画避難圏域における現状の避難困難の程度 (当該防災公園の計画避難圏域内の、現状の避難困難面積)	4 800ha以上 3 400ha以上800ha未満 2 200ha以上400ha未満 1 200ha未満				
(3) 計画避難圏域の危険度（防災公園の安全度）					
4. 計画避難圏域の延焼危険度 (当該防災公園の計画避難圏域における、①不燃領域率、②木造建ぺい率)	4 ①が70%未満で、②が40%以上 3 ①が70%未満で、 ②が20%以上40%未満 2 ①が70%未満で、②が20%未満 1 ①が70%以上				
B. 防災公園の防災性能評価（防災公園の安全度）		max. 25～min. 5			
(1) 公園の立地・避難安全性					
1. 公園の立地安全性 (①活断層が存在、②危険な地盤、③津波等による浸水危険区域)	2 ①から③の何れにも該当しない 1 ①から③の何れか1つに該当 0 ①から③の何れか2つ以上に該当				
★ 2. 広域避難地となる防災公園としての規模 (当該防災公園の面積。周辺の広域避難地として一体化がなされる空地がある場合は、その面積を含めた当該広域避難地としての面積)	2 25ha以上 1 10ha以上25ha未満 0 10ha未満				
★ 3. 広域避難地としての有効避難面積 (当該防災公園の計画避難圏域人口1人当たりの有効避難面積)	4 2㎡/人以上 2 1㎡/人以上2㎡/人未満 0 1㎡/人未満				
★ 4. 避難地の安全性と延焼防止機能 (公園外周部において、①防火樹林帯等によって防火機能が確保されている区間、②周辺部の状況（不燃化やオープンスペース等）から延焼防止機能を必要としない区域、の2つの合計延長の公園外周延長に対する割合)	3 95%以上 1 75%以上95%未満 0 75%未満				
5. 避難時の到達性 (当該防災公園に、①幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道が面している（1方向につき4点）、②幅員15m未満の道路又は幅員10m未満の緑道が面している（同2点）、③道路又は緑道が突き当たりの形態で接している（同1点）)	2 合計12点以上 1 合計8～11点 0 合計7点以下				
(2) 緊急避難・救済活動支援機能					
6. 緊急避難支援機能 (災害時の必要性に基づいて設置され、耐震性にも配慮された、構造・容量等とも所定の機能が発揮できる施設である、①飲料用貯水槽等（2点）、②井戸（1点）、③生活用水他の多目的な使用が可能な水施設又は水質浄化施設（3点）④備蓄倉庫（1点）、⑤放送施設、情報通信施設（2点）⑥トイレ（3点）、⑦非常用照明施設（2点）⑧非常用発電施設（1点）)	3 合計10点以上 2 合計6～9点 0 合計5点以下				
7. 救済活動支援機能 (災害時の必要性に基づいて設置され、形態・規模とも所定の機能を有する、①ヘリポート（場外離着陸場又は緊急離着陸場）（2点）、②緊急車両駐車スペース又は係留施設（1点）、③救済活動用テント設置用地（1点）)	3 合計3以上 1 合計2点 0 合計1点以下				
(3) 総合的・効果的な防災機能の発揮					
★ 8. 総合的な位置づけと利用計画 (地域防災計画等において、①位置づけを行っている、②災害時の利用計画を策定している)	3 ①②とも該当 1 ①は該当、②は該当しない 0 ①が該当しない				
9. 関連施設との連携 (役所・消防施設等、或いは病院・福祉施設等の防災関連施設との、①近接性あり、②災害時の連携体制あり)	3 ①②とも該当 2 ①又は②が該当 0 ①②とも該当しない				

防災公園採択判定		
評価合計点	判定	評価合計点
8-10	A) 採択 (新設合計点)	
5-7		
3-4	B) 不採択 (C) 不採択 (D) 不採択	判定(記号)
2		
何れか不採択		

A. 計画避難圏域の防災公園必要度評価		
評価	判定	点数
5	13-15	
4	11-12	
3	9-10	
2	7-8	
1	5-6	
不採択	★項目の1つでも0	

B. 防災公園の防災性能評価		
評価	判定	点数
5	22-25	
4	18-21	
3	14-17	
2	10-13	
1	5-9	
不採択	★項目の1つでも0	

注) 点数欄の上段には事前評価または再評価時の点数、下段は事後評価時の点数を記入。



防災公園（広域避難地となる防災公園）の整備効果評価評価表（事後評価用）

都道府県名〔 〇〇県 〕 記入例

評価種別		広域避難地となる防災公園の評価点数・基準		都市名：〇〇市 公園名：〇〇〇公園（〇〇市）	
評価項目（評価指標）					
<b>A. 計画避難圏域の防災公園必要度評価（市街地の危険度）</b> max. 15～min. 5					
(1) 都市の基本条件 (点数) (備考)					
★	1. 都市の規模 (当該防災公園の立地する都市について、①広域避難地となる防災公園の整備対象都市、②都市人口規模)	3 ①が10万人以上 2 ①が10万人未満 0 ①が該当しない	3	(H2国勢調査) 128,831人	
			3	(H12国勢調査) 128,676人	
(2) 計画避難圏域の人口密度					
★	2. 計画避難圏域の人口密度 (当該防災公園の計画避難圏域の人口密度)	4 100人/ha以上 3 80人/ha以上100人/ha未満 2 60人/ha以上80人/ha未満 1 40人/ha以上60人/ha未満 0 40人/ha未満	3	計画避難圏域約800ha、圏域内人口約7.18万人で計算 89.8人/ha	
			4	計画避難圏域約800ha、圏域内人口約9.20万人で計算 115.0人/ha	
					(プランメーターによる図上計測) 約120ha
(3) 計画避難圏域の危険度（防災公園の安全度）					
★	4. 計画避難圏域の延焼危険度 (当該防災公園の計画避難圏域における、①不燃領域率、②木造建ぺい率)	4 ①が70%以上、②が40%以上 3 ①が70%未満、②が20%以上40%未満 2 ①が70%未満、②が20%未満 1 ①が70%以上	3	各種図面及び航空写真からの読みとりによる判定（一部プランメーターによる図上計測）	
<b>B. 防災公園の防災性能評価（防災公園の安全度）</b> max. 25～min. 5					
(1) 公園の立地・避難安全性					
★	1. 公園の立地安全性 (①活断層が存在、②危険な地盤、③津波等による浸水危険区域)	2 ①が50%未満に該当しない 1 ①が50%未満に該当 0 ①が50%未満に該当	1	②③には該当しないことを確認。①については、資料の縮尺上、正確に公園区域における有無を判定することが難しい。	
	2. 広域避難地となる防災公園としての規模 (当該防災公園の面積。周辺の広域避難地として一体化がなされる空地がある場合は、その面積を含めた当該広域避難地としての面積)	2 25ha以上 1 10ha以上25ha未満 0 10ha未満	2	2.6ha（うち〇〇〇公園以外の空地（市営グラント）が4ha） 2.4ha（うち〇〇〇公園以外の空地（市営グラント）が2ha）	
	3. 広域避難地としての有効避難面積 (当該防災公園の計画避難圏域人口1人当たりの有効避難面積)	4 2㎡/人以上 2 1㎡/人以上2㎡/人未満 0 1㎡/人未満	4	26ha×10,000÷7.18万人=3.6㎡/人 24ha×10,000÷9.20万人=2.6㎡/人	
	4. 避難地の安全性と延焼防止機能 (公園外周部において、①防火樹林帯等によって防火機能が確保されている区間、②周辺部の状況（不燃化やオープンスペース等）から延焼防止機能を必要としない区域、の2つの合計延長の公園外周延長に対する割合)	3 95%以上 1 75%以上95%未満 0 75%未満	1	公園の基本設計図より90%程度と判定 公園の現況より80%程度と判定	
	5. 避難時の到達性 (当該防災公園に、①幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道が面している（1方向につき4点）、②幅員15m未満の道路又は幅員10m未満の緑道が面している（同2点）、③道路又は緑道が突き当たりの形態で接している（同1点）)	2 合計12点以上 1 合計8～11点 0 合計7点以下	1	①1方向（4点） ②2方向（4点） ③1方向（1点）	計9点
(2) 緊急避難・救援活動支援機能					
★	6. 緊急避難支援機能 (災害時の必要性に基づいて設置され、耐震性にも配慮された、構造・容量等とも所定の機能が発揮できる施設である、①飲料用貯水槽等（2点）、②井戸（1点）、③生活用水他の多目的な使用が可能な水施設又は水質浄化施設（3点）④備蓄倉庫（1点）、⑤放送施設、情報通信施設（2点）⑥トイレ（3点）、⑦非常用照明施設（2点）⑧非常用発電施設（1点）)	3 合計10点以上 2 合計6～9点 0 合計5点以下	2	③プール（3点）、⑥トイレ（3点） ⑦照明施設（園内主要部分、2点） 計8点	
	7. 救援活動支援機能 (災害時の必要性に基づいて設置され、形態・規模とも所定の機能を有する、①ヘリポート（場外離着陸場又は緊急離着陸場）（2点）、②緊急車両駐車スペース又は保留施設（1点）、③救援活動用テント設置用地（1点）)	3 合計3以上 1 合計2点 0 合計1点以下	1	②西口大駐車場（1点） ③運動広場（1点） 「ヘリポートについては、広場の規模が不十分と判定しカットせず」	
(3) 総合的・効果的な防災機能の発揮					
★	8. 総合的な位置づけと利用計画 (地域防災計画等において、①位置づけを行っている、②災害時の利用計画を策定している)	3 ①②とも該当 1 ①該当、②該当 0 ①が該当しない	1	①既に広域避難場所として指定 ②策定済み	
	9. 関連施設との連携 (役所・消防施設等、或いは病院・福祉施設等の防災関連施設との、①近接性あり、②災害時の連携体制あり)	3 ①②とも該当 2 ①又は②が該当 0 ①②とも該当しない	1	歩行距離約50mの位置に〇〇市役所あり。（連携体制については未定）	

広域避難地となる防災公園の採択判定		
評価合計点	判定	評価合計点
8-10	A) 採択 (評価合計点欄)	6
5-7		7
3-4	B) 不採択 (C) 採択 (D) 採択	判定(記号)
2		A
0		A

A. 計画避難圏域の防災公園必要度評価		
評価	判定	点数
5	13-15	10
4	11-12	11
3	9-10	評価
2	7-8	3
1	5-6	4
0	★項目の1つでも0	

B. 防災公園の防災性能評価		
評価	判定	点数
5	22-25	14
4	18-21	16
3	14-17	評価
2	10-13	3
1	5-9	
0	★項目の1つでも0	3

注) 点数欄の上段には事前評価または再評価時の点数、下段は事後評価時の点数を記入。